

相談内容	相談日時	会場	予約・間
法律（弁護士） 要予約 （※年度内1人1回）	8・15・22・29日 午後1時30分～4時	※当面の間、対面による相談を中止し、電話相談を実施します。	市民相談室 ☎535-2121 予約受け付け／毎週月～金曜日 午前9時30分～正午、午後1時～4時45分
市政・一般（生活課相談員）	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時30分～正午、午後1時～4時45分		
行政（行政相談委員）	7日・2月4日 午前10時～正午	市民相談室 （市役所1階生活課隣）	問／福島行政監視行政相談センター ☎534-1101 問／福島県司法書士会福島支部 ☎529-7331 問／県公共嘱託登記士地家屋調査士協会 東北支所 ☎531-0986
登記（司法書士） 土地家屋調査（土地家屋調査士）	6日・2月3日 午前10時～正午		
年金・労働（社会保険労務士） 要予約	6・13・20・27日 午後1～5時	県社会保険労務士会	予約・問／県社会保険労務士会 ☎526-2270 ☎534-5432
青少年や保護者の悩み・困りごと（電話相談）	日・月・金・土曜日 午後2～8時	青少年センター	相談・問／すこやかテレビホン ☎531-6332
法的トラブルの相談 （借金・離婚・相続など） 要予約	火・木曜日 午前10時～正午、午後1～3時	イズム37ビル4F （北五老内町7-5）	問／法テラスサポートダイヤル ☎0570-078-374
交通事故	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～正午、午後1～4時	県政相談コーナー	問／県政相談コーナー ☎521-4281
消費生活（生活課消費生活相談員）	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時		相談・問／市消費生活センター ☎522-5999
多重債務110番（生活課消費生活相談員）	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時	市消費生活センター （本町2-6 ウイズもとまち内）	相談・問／市消費生活センター ☎522-7867
多重債務・消費生活法律相談（司法書士） 要予約	2月14日（日） 午後1時～4時		
行政（行政相談委員、来所・電話・ファクスで）	14日（第2木曜日） 午前10時～正午	男女共同参画センター （本町2-6 ウイズもとまち内）	相談 ☎・📠／521-8331 問／福島行政監視行政相談センター ☎534-1101
成年後見制度や権利擁護全般に関する相談	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	保健福祉センター （森合町10-1）	相談・問／権利擁護センター ☎533-3341
配偶者などからの暴力・夫婦間の問題など（女性相談員） 育児不安・児童虐待・家庭内での悩みなど	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	こども家庭課	問／こども家庭課 ☎525-3780
労働困りごと相談窓口	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～正午、午後1～5時	県労働委員会事務局 （中町8-2 自治会館4階）	問／県労働委員会事務局 ☎521-7594 ☎521-7596
労働局総合労働相談コーナー （解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ、セクハラ・マタハラなど労働問題に関する相談）	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時30分	福島合同庁舎5階 （霞町1-46）	相談・問／総合労働相談コーナー ☎536-4600 ☎0800-8004611（労働者フリーダイヤル）
職場のマタハラ、セクハラ、性差別、 育児・介護休業など	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	福島労働局雇用環境・均等室内 （霞町1-46 5階）	相談・問／福島労働局雇用環境・均等室 ☎536-4609
障がい者差別相談窓口 （電話・ファクス・メールで）	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時	福島市社会福祉協議会	相談・問／福島市社会福祉協議会 ☎533-8890 ☎533-2827 Mail soudan-shien@f-shishakyo.or.jp
人権なんでも相談	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	福島地方方法務局人権擁護課 （本内字南長割1-3）	みんなの人権110番 ☎0570-003-110 子どもの人権110番 ☎0120-007-110 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
外国人住民のための相談窓口 （来所・電話・ファクス・メールで）	火～土曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時15分 日本語・英語・中国語・韓国語・タイ語・ ポルトガル語・タガログ語・ベトナム語・ スペイン語・ネパール語・インドネシア語	県国際交流協会 （舟場町2-1 2階）	県国際交流協会 ☎524-1316 ☎521-8308 Mail ask@worldvillage.org
外国人の生活相談	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時 日本語、英語、フランス語 ※対話型翻訳機で100言語以上に対応可能	外国人生活相談窓口 Support Desk for Foreign Residents （福島市役所1階）	定住交流課（福島市国際交流協会事務局） ☎525-3739 ☎533-5263 Mail teijyuu@mail.city.fukushima.fukushima.jp

1月の震災関連相談 **無料**

相談窓口・相談内容	相談日時	予約・間・会場
◎原発事故損害賠償関係 <福島原子力補償相談室（東京電力）> 原子力損害賠償全般に関するお問い合わせ ・自主的避難などに関する事 ・住宅などの自主的除染に関する事 など	年中無休 午前9時～午後7時 （土・日曜日、祝日は午後5時まで）	フリーダイヤル ☎0120-926-404
<原子力損害賠償・廃炉等支援機構> （個別相談会） 要予約	水・土曜日（祝日を除く） 午前10時～午後6時	予約専用フリーダイヤル ☎0120-330-540 コラッセふくしま5階
<震災・原発無料電話相談>	月～金曜日（祝日を除く） 午後2～4時	問／県弁護士会 ☎534-1211
<原発事故被害者救済支援センター> （受付窓口）	月～金曜日（祝日を除く） 午前10時～午後3時	問／県弁護士会 ☎533-7770
<原子力損害賠償紛争解決センター> ■電話受付	月～金曜日（祝日を除く） 午前10時～午後5時	フリーダイヤル ☎0120-377-155
■受付窓口	月・水・金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時	市民会館503号室
◎ローン返済など <個人版私的整理ガイドライン運営委員会> （電話相談）	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時	フリーダイヤル ☎0120-380-883
◎震災法テラスダイヤル 二重ローン、原発被害の賠償請求、震災を原因とした法的問題 など	月～土曜日 午前9時～午後9時 （土曜日は午後5時まで）	フリーダイヤル ☎0120-078-309
◎中小企業者等の事業再開・再生の支援 <県産業復興相談センター>	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	県産業復興相談センター ☎573-2561 ☎573-2566
<東日本大震災事業者再生支援機構>	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後6時	同機構（郡山出張所） ☎024-935-7252

ありがとうございます

【交通遺児励学金寄附】
・公文式森合教室 生徒一同
5,000円

新型コロナウイルス感染症 に関する相談窓口 **無料**

- 受診・相談センター
☎0120-567-747（24時間）
- 一般相談（コールセンター）
☎0120-567-177
平日：午前8時30分～午後9時
※休日は午後5時15分まで
- 支援や生活の相談
☎529-5220
午前8時30分～午後5時15分
※平日のみ
- 誹謗中傷等被害の相談窓口
☎521-8647
午前9時～午後5時
※平日のみ

パブリック・コメントを 実施します

案件名	内容	意見の募集期間	担当課（問・提出先）
福島市地域情報化イノベーション計画（令和3年度～7年度）	デジタル技術を活用し、市民生活をより良い方向へと変革・革新することを目指す、本市の情報化の推進に向けた基本的方向を定めた計画	1月6日～2月8日	情報政策課 ☎525-3709 ☎536-9828
令和3年度福島市食品衛生監視指導計画	食中毒などの食品衛生上の危害を未然に防止し、市民の皆さんの健康を保護するための計画	1月中旬～2月中旬	保健所衛生課 ☎597-6358 ☎533-3315
福島市住宅マスタープラン	本市の住宅政策を総合的に推進するための基本計画	1月21日～2月20日	住宅政策課 ☎525-3757 ☎533-0026
福島市共創のまちづくり推進指針	まちづくりの基本的な考え方として新たに位置付けられる「共創」の考え方と手法を明らかにするための指針	1月21日～2月20日	地域協働課 ☎525-3731 ☎536-9828
福島市子ども読書活動推進計画（令和3年度～7年度）	本市の子どもたちが、本との出会いを通して、生きる力と感性を育むことができるよう策定する計画	1月21日～2月22日	図書館 ☎531-6551 ☎531-5507
「福島市子どものえがお条例」	地域社会の全ての人それぞれ役割を果たし、地域社会全体で子どもの育ちや子育てを支援することにより、子どものえがおあふれる社会の実現を目指すための条例		こども政策課 ☎572-3416 ☎572-3417

- 1 担当課、政策調整課、市民情報室、各支所・出張所、各学習センター、市民活動サポートセンターなどで
 - 2 市ホームページで
- 意見提出方法／
- 1 上記閲覧場所に備え付けの用紙に記入し、持参か専用の封筒（切手不要）で郵送、またはファクスで
 - 2 市ホームページ内メールフォームで

20歳になったら国民年金

20歳になった方には、日本年金機構から国民年金に加入したことをお知らせする書類が届きます（厚生年金保険に加入している方を除く。また、20歳になってから約2週間程度経過しても書類が届かない場合は、加入手続きが必要になります）。
公的年金制度は年老いたときやいざというときの生活を、働いている世代みんなが支えようという考えで作られた仕組みで、

日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の全ての方に、国民年金への加入が法律で義務付けられています。
お手元に届く年金手帳は保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要ですので、大切に保管してください。
国民年金課 ☎525-3738
東北福島年金事務所 ☎535-0141（音声案内）

農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農業者の老後の生活を支える公的年金です。積み立て方式の確定拠出型年金で、支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。年金は生涯受給できます（80歳までの保証付き）。
対 年間60日以上農業に従事している60歳未満の国民年金第1号被保険者
申 最寄りのJA窓口で
問 農業委員会事務局
☎525-3779

市政テレビ・ラジオ番組

市政テレビ番組			市政ラジオ番組		
TUF	1月9日(出)	午前9時25分～	ラジオ福島 (145.8MHz) (90.8MHz)	土曜日 第1日曜日	午前8時55分～9時 午前9時10～15分
KFB	1月9日(出)	午前11時45分～	ふくしまFM (81.8MHz)	金曜日	午前8時35～55分の間に1分間
FCT	1月9日(出)	午前11時55分～	FMポコ (76.2MHz)	月～金曜日	午前7時7～14分 午後5時30～35分(再)
FTV	1月3日(日)	午前6時～	NHK第一 (132.3KHz)		随時放送

※テレビ番組は翌月から6カ月間、市ホームページでもご覧いただけます。（福島市 市政テレビ） [検索](#)

市政だよりは市のホームページでもご覧になれます。【ホームページアドレス】<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/>
目の不自由な方のために、点字市政だよりと音声市政だよりを発行している他、市のホームページで声の市政だよりを聞くことができます。

福島市の人口（R2.12.1）計285,067人（-59）男139,858人（-28）女145,209人（-31）／世帯数125,503（+30）

国保・年金

福祉

認知症サポーター養成講座 **無料**

1月15日（金）午後1時～2時30分
内 認知症を正しく理解し、認知症の方への接し方などを学ぶ。
受講者には「オレンジリング」を贈呈（講義・カラバン・メイトを20人（先着順））
申 電話で
場 問 日本赤十字社福島県支部
☎545-17996